

東京都板橋区資源環境審議会条例（平成9年板橋区条例第30号）第2条第1号の規定に基づく答申を得るため、下記の事項について諮問します。

平成23年3月28日

東京都板橋区長 坂 本 健

記

諮問事項

板橋区一般廃棄物処理基本計画（第2次）の改定について

諮問の趣旨

平成18年3月に人と環境が共生する循環型都市「エコポリス板橋」を実現することを基本理念として「板橋区一般廃棄物処理基本計画（第2次）」（以下、「第2次計画」という。）を策定し、本計画に基づき様々なごみの発生抑制やごみの減量化に向けた施策を実施してきました。

第2次計画の策定以降、平成20年3月には国の循環型社会形成推進基本計画が策定され、新たなごみの削減目標が設定されたほか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）についても、根本的な取り扱いの見直しが始まりました。

このように、廃棄物行政を取り巻く状況が変化していることから、区においても廃棄物の減量の施策として、再生利用はもちろんのこと、発生抑制及び再利用について、積極的に対応することが求められています。

また、平成23年度は第2次計画を策定してから6年を経過すること等を踏まえ、進捗状況を検証・評価し、廃棄物施策の再構築と強化を図り、板橋区一般廃棄物処理基本計画を改定します。

つきましては、人と環境が共生する都市「エコポリス板橋」の実現に向け、第2次計画の改定についてご審議をお願いします。